

市場価格の形成は、個々の取引情報の蓄積・開示から。

不動産の取引価格情報提供制度

TOP 制度のあらまし・アンケートご協力をお願い アンケートについてよくあるご質問 ご意見・ご感想

- 制度のあらまし
 - ▶ 制度の概要
 - ▶ 制度の目的
 - ▶ 制度の今後
- アンケートご協力をお願い

制度の概要

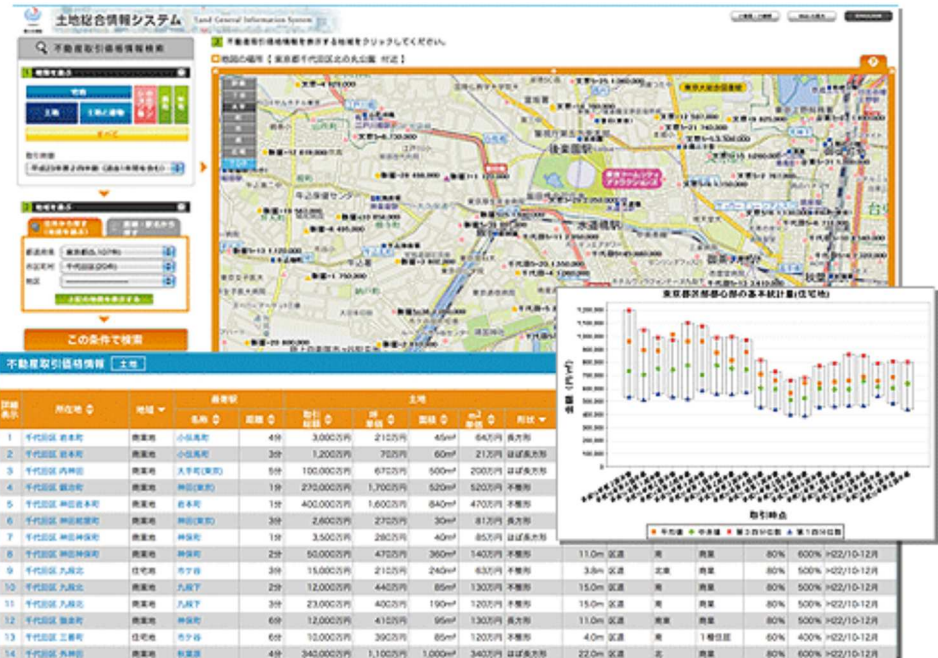
「不動産の取引価格情報提供制度」とは何ですか？

誰でも安心して不動産の取引を行えるように、数多くの取引価格情報を蓄積し、国民の皆さまへ提供していく、国の制度です。

- 誰でも簡単に見られます。
- 他の取引と比較できます。
- 周辺の状況が分かります。



- 情報提供件数: 1, 234, 953件(平成23年11月現在)
- 情報提供地域: 全国で実施 ※平成19年度～
- 情報提供内容: 土地、土地と建物、中古マンションなどの実際の売買価格など
- 実施機関: 国土交通省(四半期毎に公表)
- 情報提供方法: 国土交通省ホームページ(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html>)で公表



>> 制度の目的へ

